

淡海子ども・若者プラン（案）について

1 趣旨

本県では、滋賀で生まれ、育つ子ども一人ひとりが、心身共に健やかに成長し、社会の主役として育ってほしいと考え、本県における子ども政策の総合的な計画として、令和2年3月に「淡海子ども・若者プラン」を改定し、令和6年度までの5年間で計画期間として事業を実施している。

その後、国においては、令和5年4月のこども家庭庁の設置、こども基本法の施行などのほか12月にはこども大綱の策定などがなされ、こども基本法では国が定めるこども大綱を勘案して都道府県こども計画の策定に努めることとされた。本県においても子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築なども含め、子ども政策の一層の拡大を図っているところ。

これらの状況を踏まえ、現プランの計画期間の終期である令和6年度末までに次期計画の策定を行うもの。

2 計画期間等

・計画期間：令和7年度（2025 年度）から令和11 年度（2029 年度）（5年間）

3 計画の位置づけ

滋賀県において取り組むべき子ども政策を総合的かつ計画的に推進するための計画とし、「滋賀県基本構想」等、県の他の関連計画との整合性を図る。また、令和6年度中に制定予定の滋賀県子ども基本条例に基づく計画とするほか、以下の関係法等に基づく計画の位置付けも併せ持つ計画とする。

併せて、関係法に基づく以下の計画の位置付けも併せ持つ計画とする。

- ◆子ども・子育て支援法第62条に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ◆子ども・若者育成支援推進法第9条に規定される「都道府県子ども・若者計画」
- ◆母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」
- ◆次世代育成支援対策推進法第10条に規定される「都道府県行動計画」
- ◆こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」

追加◆こども基本法第10条に規定される「都道府県こども計画」

追加◆成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

4 策定までの進め方

滋賀県子ども若者審議会からの答申を踏まえ、市町や子ども・若者の意見、県民政策コメントの結果を反映して計画を策定する。

5 策定スケジュール

令和6年(2024 年)1 月 19 日	第 19 回滋賀県子ども若者審議会
5 月～7 月	滋賀県子ども若者審議会各部会における分野別の検討
8 月 30 日	第 21 回滋賀県子ども若者審議会
9 月 17 日	県政経営会議(骨子案)
10 月 4 日	教育・子ども若者常任委員会(骨子案)
10 月 18 日	第 22 回子ども若者審議会
11 月 20 日	教育・子ども若者常任委員会(素案)
12 月	教育・子ども若者常任委員会(原案)
	県民政策コメント実施
令和7年(2025 年)3 月	教育・子ども若者常任委員会(最終案)
	策定・公表



淡海子ども・若者プラン

～子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀を目指して～



I 計画の策定について

1 プラン次期計画策定の趣旨

- ・本県では、滋賀で生まれ、育つ子ども一人ひとりが、心身共に健やかに成長し、社会の主役として育ってほしいと考え、本県における子ども政策の総合的な計画として、令和2年3月に「淡海子ども・若者プラン」を改定し、令和6年度までの5年間の計画期間として事業を実施しています。
- ・国においては、令和5年4月のこども家庭庁の設置、こども基本法の施行等のほか、12月にはこども大綱の策定がなされ、こども基本法では国が定めるこども大綱を勘案した都道府県こども計画の策定が努力義務とされました。
- ・本県においても子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築なども含め、子ども政策の一層の拡大を図っています。
- ・これらの状況をふまえ、新たな計画の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

- 本県における子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための計画です。
- 「滋賀県基本構想」等、県の関係計画との整合性を図ります。
- 令和6年度中に制定予定の滋賀県子ども基本条例に基づく計画として策定します。
- 次の7つの法律等に基づく計画に位置づけます。
 - ・「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（子ども・子育て支援法）
 - ・「都道府県子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法）
 - ・「自立促進計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
 - ・「都道府県行動計画」（次世代育成支援対策推進法）
 - ・「都道府県子どもの貧困対策計画」（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
 - ・「都道府県こども計画」（こども基本法）
 - ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

3 計画期間 5年 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

4 「子ども・若者」の定義

本計画においては、「子ども」はおおむね18歳未満の者を対象とし、また「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象としますが、施策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とします。（個別の規定がある場合は各法令等の規定による）

なお、特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう配慮します。

II 子ども・若者を取り巻く主な現状

<子どもの権利が守られる社会づくり>⇒子どもの意見を聴くことが重要であると認識されている。

○子どもたちの権利を守るために、大人にやってほしいこと、自分たちでできること

（県） R5 子どもの意見を聴く・尊重する：39.6% （滋賀県子ども基本条例に係るWebアンケート）

○子どもが自分の意見をいう機会を設けることについて、「必要である」「どちらかといえば必要である」と答えた割合

（県） R5 家庭内の大事な物事やルール：95.7%、学校の行事や部活動の企画運営：92.5%

（R5子育てに関する県民意識調査）

<子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組>⇒理想とする数の子どもを持てていない状況にある。

○理想とする子どもの数 ○実際の子ども数

（県） R5 1人 1.8%

R5 1人 11.5%

2人 46.5%

2人 56.0%

3人 46.5%

3人 21.2%

4人以上 5.2%

4人以上 2.1%

（R5子育てに関する県民意識調査）

<きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援>⇒不登校等の困難な状況にある子どもが増加している。

○不登校の状態にある児童生徒数 （県） 小学校 H30：620件 → R4：1,270件

中学校 H30：1,394件 → R4：2,194件

高等学校 H30：948件 → R4：1,086件

（滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ）

○「子ども若者ケアラー」と思われる児童生徒の有無について、いると答えた学校の割合

（県） R3：49.8%

（R3滋賀県包括的・重層的支援体制整備推進事業委託「子ども若者ケアラー実態調査報告書」）

<社会的養護の推進>⇒児童虐待相談件数は増加傾向にある。

○児童虐待相談件数 （県） H30：7,263件 → R5：8,568件

（子ども家庭相談センターおよび19市町に寄せられた児童虐待に関する相談件数）

<子どもの貧困の解消に向けた対策の推進>⇒貧困の状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境を整備することが必要である。

○児童・生徒の生活保護(教育扶助)と就学援助の受給割合 （県） R1：12.5% → R5：11.8%

（滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課、滋賀県教育委員会事務局調べ）

<ひとり親家庭への支援の推進>⇒暮らし向きに対する意識では「大変苦しい」の割合が増加している。

○ひとり親世帯数 （県） H30：14,560世帯 → R5：12,734世帯

（R5滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査）

○母子家庭の暮らし向きに対する意識または回答した割合

（県）「たいへん苦しい」 H30：18.4% → R5：22.4%、「苦しい」 H30：46.8% → R5：44.6%

（R5滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査）

<安心・安全な子育て環境の整備>⇒平均初婚年齢が高止まりしているほか、10人に1人が低出生体重児の状況である。また保育所等利用児童数が増加しており、保育人材の確保が課題である。

○平均初婚年齢 （県） H30 夫：30.8歳 妻：29.2歳 → R4 夫：30.4歳 妻：29.0歳

（厚生労働省 人口動態統計）

○低出生体重児の割合 （県） H30：9.2% → R4：9.1%

（厚生労働省 人口動態統計）

○保育所等利用児童数 （県） H31：32,841人 → R5：33,602人

（滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」）

○県内企業における男性の育児休業取得率の推移 （県） H30：4.1% → R5：34.8%

（滋賀県 労働条件実態調査）

<子ども・若者を取り巻く社会環境の整備>⇒合計特殊出生率が低下している。また子どもと一緒に外出する際に負担を感じる人の割合が大きい。

○合計特殊出生率 （県） H30 1.55 → R4 1.43

（厚生労働省 人口動態統計）

○子どもと一緒に外出する際に、負担を感じる割合 （県） 77.1%

（R5子ども・子育てにやさしい社会づくりに関するアンケート調査）

Ⅲ 基本理念・Ⅳ 基本施策

Ⅲ 基本理念

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀の実現のため、子どもの権利が守られ、誰もが夢や希望を持てる社会づくりに向けて「子ども・若者」「父母その他の保護者・子どもに関わる大人」「地域・社会」それぞれについて「目指す姿」を定めます。

総合目標

指標：子ども・若者が感じる幸せの度合い

子ども・若者

【プランが目指す姿】
子ども・若者が個人として尊重され、
どのような環境にあっても遊び、学び、
体験することを通して、健やかに育つと
ともに夢や希望を持つことができる

Ⅳ 基本施策

1 子どもの権利が守られる社会づくり

2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

4 社会的養護の推進

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

子ども・若者

父母その他の保護者・子どもに関わる大人
地域・社会

父母その他の保護者・ 子どもに関わる大人

【プランが目指す姿】
父母その他の保護者や子どもに関わる
大人が安心して子育てができる

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進(再掲)

6 ひとり親家庭への支援の推進

7 安心・安全な子育て環境の整備

地域・社会

【プランが目指す姿】
みんなが思いやり、助け合い、社会全体で子ども・若者を応援する

8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

※「基本理念」や「プランが目指す姿」は子ども・若者を対象としたアンケートの結果を反映

IV 基本施策

1 子どもの権利が守られる社会づくり

子ども・若者

【重点】(1)子どもの権利が守られる社会づくり

- 子どもの権利に関する周知啓発・気運醸成
⇒子どもの権利に関する広報活動の充実 等
- 子どもの意見表明・応答・反映の推進
⇒子どもが自由に意見を表明できる環境の整備 等
- 子どもの権利侵害の救済
⇒子どもの権利侵害の救済を図るための第三者機関の設置 等

政策目標

指標：子どもの権利が守られていると感じる人の割合

2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

子ども・若者

【重点】(1)多様な遊びや体験の機会の確保・社会参画活動の活性化

- 多様な遊びや体験の機会の確保
⇒健やかな成長の原点である多様な遊びや体験の機会の充実 等
- 子ども・若者の社会参画活動の活性化

(2)夢と生きる力を育む学校教育の充実

- 知・徳・体を育む
- 多様な学びの機会をつくる
- 主体的に社会に参画できる資質能力を育む

(3)子ども・若者の居場所づくり

- 地域における多様な居場所づくりの推進

【重点】(4)若者の希望を叶えるための取組

- 高等教育機関等との連携による若者の社会参画
- 若者の就労支援の充実
- 若者の結婚・出産・子育ての希望を叶えるための取組
⇒結婚を希望する若者を社会全体で応援する取組 等

(5)子ども・若者の健全な育成環境の整備等

- 健全な育成環境の整備
- 安心・安全なインターネット利用

政策目標

指標：子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合

指標：一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合

3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

子ども・若者

(1) 社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対する支援【重点】

- 困難な状況にある子ども・若者の声の施策への反映
- 社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者への支援体制
⇒関係機関や専門人材との連携によるいじめ防止、
不登校の子ども、ヤングケアラーへの支援 等

(2) 非行少年等への対応

- 学校等との連携
- 関係機関との連携
- 非行少年等の立ち直り支援の充実

政策目標

指標：困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合

4 社会的養護の推進

子ども・若者

(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化【重点】

- 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成
- 子どもへの正しい知識の普及等による虐待予防の推進
⇒プレコンセプションケアによる正しい知識の普及 等

- 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

- 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施【再掲】
- 配偶者からの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待の予防、早期発見・早期対応

(3) 子どもの保護・ケア

- 里親委託等の推進および里親への包括的な支援
⇒里親支援センターや市町との連携による里親制度の普及啓発や新規里親の開拓 等
- 特別養子縁組の推進
- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化
- 子どもの権利擁護の推進
- 一時保護所における子どものケア
⇒子どもが意見表明しやすい体制や仕組みの検討 等

(4) 親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化

- 親子関係再構築支援の推進
- 子どもの自立支援の強化

(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化

- 子ども家庭相談センターの機能強化
- 市町の子ども家庭相談支援体制の構築等に向けた支援
- 関係機関との連携強化

※プレコンセプションケア…男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと

政策目標

指標：里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

子ども・若者

父母その他の保護者・
子どもに関わる大人

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援

- 就学前教育・保育における支援
- 就学・修学支援の充実
- 学校と福祉関係機関等との連携強化
- 生活困窮世帯等への学習支援

(2) 貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援【重点】

- 子どもの生活支援
⇒地域における居場所の提供、体験学習・活動機会の充実 等
- 保護者の生活支援
- 関係機関との連携等
- その他の生活支援

(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

- 保護者に対する就労の支援
- 子どもの就労支援

(4) 世帯の生活を支えるための経済的支援

- 生活保護世帯に対する支援

政策目標

指標：生活保護(教育扶助)や就学援助
を必要とする児童・生徒の割合

6 ひとり親家庭への支援の推進

父母その他の保護者・
子どもに関わる大人

(1) 生活の安定と自立のための経済的支援

- 生活基盤となる住宅の確保のための支援
- 生活の安定を図るための経済的支援

(2) 自立のための就労支援

- ニーズに対応した就業相談の充実
- 自立を目指した能力開発の支援
- ひとり親が働きやすい職場環境づくり

(3) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援【重点】

- 仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実
- 子どもの学習・居場所づくりをサポートする支援
- 面会交流の普及・啓発
- 養育費確保のための支援

(4) きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発

- 支援が届きにくい家庭への対応強化
⇒関係機関との連携による支援対象者の心身の健康状態や思いに沿った情報提供 等
- ひとり親家庭への情報提供の充実
⇒相談につながりにくい人にも届くよう、SNS等を活用した積極的な情報発信 等
- ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発

政策目標

指標：母子家庭の暮らし向きに対
する意識、父子家庭の暮ら
し向きに対する意識

7 安心・安全な子育て環境の整備

父母その他の保護者・
子どもに関わる大人

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり【重点】

- 子どもを生み育てる気運の醸成
- 安心・安全な妊娠・出産の確保
⇒プレコンセプションケアの教育、普及啓発による安全な妊娠や出産等に関する意識づくり 等

○子どもの健康・医療の充実

(2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

- 子育て家庭の教育力の向上
- 子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実
⇒こども誰でも通園制度の推進による孤立感や不安感を抱える保護者の負担軽減 等

○障害のある子どもとその家族への支援

(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実【重点】

- 就学前の教育・保育の提供
⇒幼児期教育センターにおける幼児教育および幼保小接続の更なる充実に向けた取組の推進 等
- 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の場の充実
- 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上
⇒働きやすい職場環境づくりによる保育士等の人材確保 等
- 認定こども園、保育所および幼稚園等における教育・保育の質の向上
- 障害のある乳幼児への支援

政策目標

指標：子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合
指標：保育所等待機児童数

(4) 子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり

- 地域における安全の確保
⇒保育所等や放課後児童クラブの活動中等における子どもの安全の確保 等
- 子どもを事故や災害から守るための取組
- 安心して暮らせるまちづくりの取組

(5) 仕事と子育ての両立支援

- ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組
- 企業における子育て支援の取組の推進

8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

地域・社会

(1) 社会全体で子育てを支える環境づくりの推進【重点】

- 地域、企業等の連携による子ども・若者の育ちや学びへの支援

(2) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

- 障害や病気がある子ども・若者に対する支援
- 日本語指導が必要な子ども等への支援

政策目標

指標：子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合
指標：一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる人の割合

V 基本理念の実現に向けた大切な視点

基本理念の実現に向け、以下の視点により施策を推進します。

- 1 子どもに関わる全ての施策を子どもの権利を守る観点に基づき実施します。
- 2 「すまいる・あくしょん」の考え方を継承し、子ども・若者施策の展開にあたっては当事者である子ども・若者の意見を聴取し、応答、反映します。
※すまいる・あくしょん…コロナ禍において子ども・若者の声を聴いて策定した子どもの笑顔を増やすための行動様式
- 3 子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、部局間の連携強化により分野の隙間にある課題解決に取り組みます。

VI プランの推進

- 1 行政、家庭、学校、県民等それぞれが果たす役割
 - ・計画を実行性のあるものとするため、行政はもとより、家庭、学校・園、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。
- 2 計画の推進体制
 - ・県では関係部局が相互に連携し、行政分野をまたぐ課題への対応等、総合的な取組を進めます。
 - ・企業や民間団体等の専門性や機動性を活かした取組が各地域で積極的に展開されるよう協力・連携します。
 - ・国に対してよりよい政策づくりに向けた提案を行うほか、市町に対しては情報の共有や広域的観点からの調整、技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成や資質向上等を推進します。
- 3 点検評価・進行管理・計画の見直し
 - ・PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、施策の点検評価と進行管理を行います。必要に応じて見直しを検討する場合には、当事者である子ども・若者の意見を踏まえることとします。

(参考) 淡海子ども・若者プランにおける事業目標の事例

8つの基本施策に関して、政策目標のほかに以下のとおり関連する事業目標を定め進行管理を行います

1 子どもの権利が守られる社会づくり 【政策目標】 指標：子どもの権利が守られていると感じる人の割合 普及啓発に係る出前講座の開催回数 子どもの権利委員会が調査・調整を行った案件数	5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進 【政策目標】 指標：生活保護(教育扶助)や就学援助を必要とする児童・生徒の割合 スクールカウンセラーへの相談件数(のべ) スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ) 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 こどもの生活・学習支援事業実施市町数
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組 【政策目標】 指標：子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合 【政策目標】 指標：一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合 しがこども体験学校参加団体数 遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数 しがジョブパークの利用者数 しが結会員数 携帯電話等フィルタリング設定率	6 ひとり親家庭への支援の推進 【政策目標】 指標：母子家庭・父子家庭の暮らし向きに対する意識 母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数 養育費を受け取っている母子家庭の割合 ひとり親家庭の子どもの進学率(高校等への進学率) ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進学率) こどもの生活・学習支援事業実施市町数(再掲)
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援 【政策目標】 指標：困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合 スクールカウンセラーへの相談件数(のべ) スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ) ヤングケアラー支援に係る関係機関職員研修の参加者数 ひきこもり支援施策推進会議の開催回数 青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	7 安心・安全な子育て環境の整備 【政策目標】 指標：子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合 【政策目標】 指標：保育所等待機児童数 プレコンセプションケアについて知っている県民の割合 産後ケア事業の利用率 認定こども園等利用定員数 3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用定員数 3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用定員数 3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用定員数 保育従事者の離職率(定年退職や雇用期間満了での退職を除く) 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の新規登録企業数(従業員数100人以下の企業)
4 社会的養護の推進 【政策目標】 指標：里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合 地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 賛同企業・団体数 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 養育里親の新規登録者数(世帯) 地域養護推進事業における支援計画策定率 こども家庭センター設置数	8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備 【政策目標】 指標：子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合 【政策目標】 指標：一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる人の割合 家庭教育支援チームを組織する市町数 淡海子育て応援団の協力事業所数

(参考) 淡海子ども・若者プランの策定経過

令和6年 1月19日	第19回子ども若者審議会（プラン策定に係る諮問、部会の設置）
5月 6月 7月	<各部会の開催> ①子ども真ん中企画検討部会(第1回:5/27、第2回:6/18) ②子ども・子育て支援検討部会(第1回:5/30、第2回:6/20、第3回:7/30) ③社会的養護検討部会(第1回:5/31、第2回:7/10) ④子ども・若者施策検討部会(第1回:5/23、第2回:6/13、第3回:7/31) ⑤ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策等検討部会(第1回:5/23、第2回:6/13、第3回:7/12) ≪検討内容等≫ ●現状、国制度の動向、社会情勢の変化等の把握と重点的課題の抽出 ●基本目標、施策の方向性と具体的取組
7月	子ども・若者アンケートの実施
8月30日	第21回子ども若者審議会（骨子案検討）
10月18日	第22回子ども若者審議会（答申案検討） ⇒ 答申
11月21日～ 12月20日	子どもアンケートの実施
12月～ 令和7年1月	県民政策コメントの実施
3月	策定・公表